

鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2022年4月20日公表

1 事業の経緯、契約の目的

市では、「あらゆる市民が利用しやすい図書館」「子どもの読書活動を充実させる図書館」「地域のコミュニティ形成を支援する図書館」「地域の課題や社会状況の変化に対応する図書館」という、4つのめざす姿の実現に向けて、その実行計画である「効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン」に基づき、取組を進めています。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって暮らし方の大きな変化がもたらされ、また一方では、対面でのコミュニケーションや地域との関わりなど人と人とのつながりの大切さが再認識されています。

このような社会状況の変化に対応し、誰もが安心して過ごせる地域の居場所をつくるため、鶴川図書館について、地域と「共に創り」「共に運営する」コミュニティ機能を併せ持つ市民協働型の運営へと転換します。

これらを実現するため、地域の住民や活動団体との対話を参考にした鶴川図書館運営計画及び改修計画の設計の作成、運営団体の準備及び立ち上げの支援、市民参加型プログラム等を通じた担い手の発掘などを行うことを目的とします。

2 契約の概要

| | |
|-----------------|---|
| 契約件名 | 鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務委託 |
| 契約期間 | 契約締結日から2023年3月24日まで |
| 履行場所 | 町田市鶴川6-7-2-1-101 町田市立鶴川図書館 ほか、町田市が指定または承認した場所 |
| 委託する業務 | 鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務委託仕様書のとおり。 |
| 契約約款 | 町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。 |
| 契約保証金 | 契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。 ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は免除することが出来る。 |
| 契約代金の支払方法 | 契約代金は、業務完了後に一括して支払う。 |
| 契約目途額 (予定価格) | 契約金額の上限は9,020,000円(消費税10%込)とする。 |

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者(以下「プロポーザル参加者」という。)が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者としてします。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 本件と類似する契約実績を有すると認められること（関係会社の実績でも可とする）。
- (2) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (3) 経営不振の状態にないと認められること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

| 項番 | 手続き等 | 期限等 |
|------|-----------------------|---------------------|
| (1) | 案件公表 | 2022年4月20日（水） |
| (2) | 資料配付 | 2022年4月20日（水） |
| (3) | 参加申請書の提出 | 2022年4月28日（木）午後5時まで |
| (4) | 参加申請審査結果及びヒアリング時間等の通知 | 2022年5月2日（月） |
| (5) | 質疑の提出 | 2022年5月12日（木）正午まで |
| (6) | 質疑の回答 | 2022年5月13日（金） |
| (7) | 提出書類の作成、提出 | 2022年5月24日（火）午後5時まで |
| (8) | プレゼンテーション、ヒアリング | 2022年5月27日（金）の指定時間 |
| (9) | 評価、採点 | ヒアリング実施後 |
| (10) | 結果通知、結果公表 | 2022年5月30日（月） |
| (11) | 契約内容の調整、仕様書の決定 | 2022年6月8日（水）まで |
| (12) | 見積書の提出 | 2022年6月10日（金） |
| (13) | 契約書の調印 | 2022年6月15日（水）予定 |

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① プロポーザル説明書
- ② 鶴川図書館運営計画策定及び運営団体結成支援業務委託仕様書
- ③ 市民協働型の運営へ向けた想定スケジュール
- ④ 業務委託契約書及び約款
- ⑤ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ⑥ 著作権及び著作者人格権に関する特記仕様書

- ⑦ プロポーザル参加申請書
- ⑧ 経営不振の状態にないことの誓約書
- ⑨ 質疑書
- ⑩ 提案書
- ⑪ 企画書
- ⑫ 工程計画表
- ⑬ 業務体制及び業務責任者類似業務実績書
- ⑭ 類似契約実績書

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」「経営不振の状態にないことの誓約書」「類似契約実績書」及び実績書に記載の「契約書の写し」（契約書では必要事項が足りない場合は仕様書等を添付）を2022年4月28日（木）午後5時までに、生涯学習部図書館企画・地域支援係（中央図書館内）に郵送または持参してください。期限までに必着とします。

(4) 参加申請審査結果及びヒアリング時間等の通知

プロポーザル参加者には、電子メールで「参加申請審査結果及びヒアリング等開催通知書」を送付し、プレゼンテーションを行う日時と会場を指定します。

(5) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問合せ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：【質疑】＋参加業者名＋送信年月日

例：【質疑】株式会社▲▲▲220425

（株式会社▲▲▲が2022年4月25日に質疑書を送信した場合）

(6) 質疑の回答

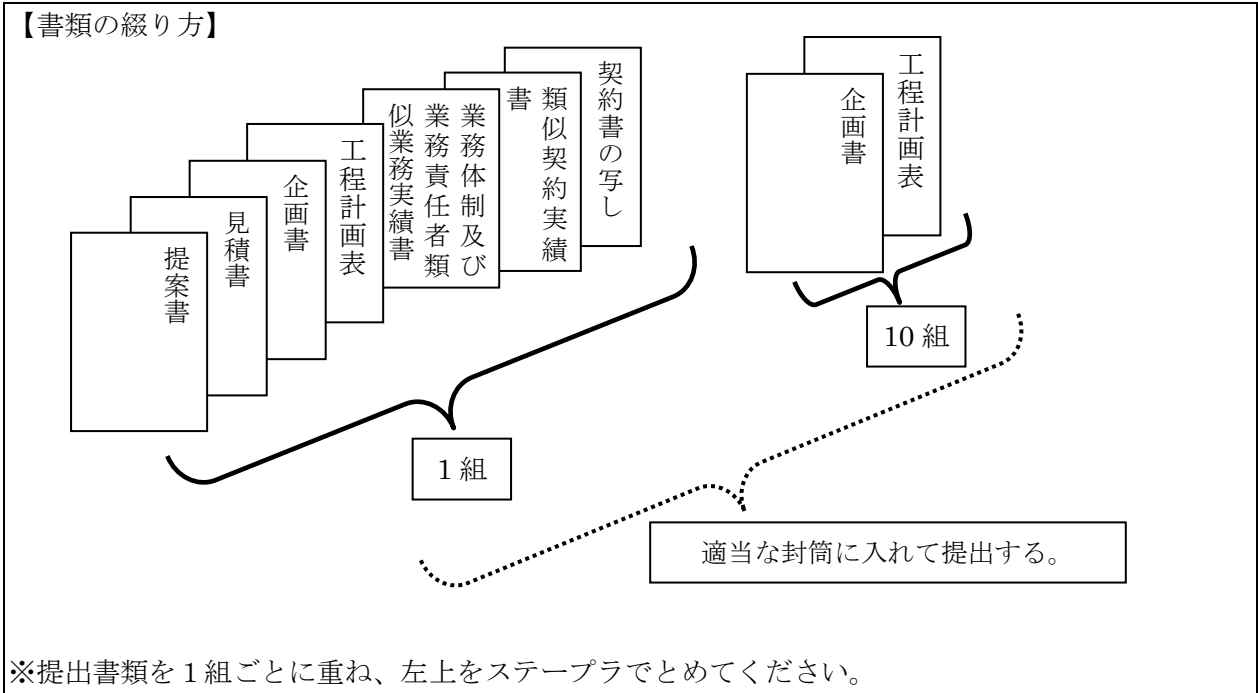
提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、プロポーザル参加者全員へ「質疑回答書」を電子メールに添付して送付します。

プロポーザル参加者全員へ通知後「質疑回答書」は、町田市ホームページにも同様に掲示します。

(7) 提出書類の作成、提出

次のとおり提出書類を作成し、2022年5月24日（火）午後5時までに生涯学習部図書館企画・地域支援係（中央図書館内）に郵送または持参してください。期限までに必着とします。

| 提出書類の作成にあたっての注意事項 | |
|---|---|
| <p>【共通事項】 特指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。</p> | |
| 書類等の名称、様式 | 記述内容、提出部数等 |
| 提案書 ＜指定様式＞ | 必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。 提出部数は1部です。 |
| 見積書 ＜様式自由＞ | 様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約目途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。 |
| 企画書 ＜様式自由＞ | 次の課題又はテーマについて記述してください。 ① 効果的な市民参加型プログラムについての提案（最大3案） ② 地域住民が市民参加型プログラムに主体的に参加する効果的な方法について ③ 市民が主体の運営団体の設立をするために考えられる手順や手法について ページ数は全体で10ページ以内。提出部数は11部です。 |
| 工程計画表 ＜様式自由＞ | 業務実施スケジュールを記載してください。 ページ数は2ページ以内。提出部数は11部です。 |
| 業務体制及び業務責任者 類似業務実績書 ＜指定様式＞ | 契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に責任者として携わった経験がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 類似契約は市民協働による街づくりや地域の活性化における実績を評価します。 予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。ただし、2016年4月1日以降に締結した契約に限ります。 ページ数は3ページ以内、件数は最大10件、提出部数は1部です。 |
| 類似契約実績書 ＜指定様式＞ | 法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要を記載してください。 類似契約は市民協働による街づくりや地域の活性化における実績を評価します。 ただし、2016年4月1日以降に締結した契約に限ります。 ページ数は3ページ以内、件数は最大10件、提出部数は1部です。 |
| 契約書の写し | 類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。 提出部数は、契約案件ごとに1部です。 |



(8) 一次審査

参加者が5者を超えた場合、一次審査を行い、合格した者のみプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。一次審査は、提出書類について、業務体制や業務実績及び見積金額を評価し、得点の高い者のうち上位5者を合格とします。不合格になった者については、業務体制や業務実績及び見積金額以外の評価は行いません。

なお、同点の場合は以下の順で上位5者を決定します。

- ① 業務責任者の類似業務実績の点数が最も高い者
- ② 見積金額の最も低い者
- ③ ①・②で特定できない場合、くじ引きとします。

参加を希望する事業者が5者以下の場合、一次審査は行いません。

(9) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行います。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

| 項目名 | 注意事項等 |
|-----|---|
| 日時 | 2022年5月27日(金) 集合時間は、参加申請審査結果及びヒアリング等開催通知書で指定します。 |
| 会場 | 町田市役所 町田市森野2丁目2番22号 集合場所は、参加申請審査結果及びヒアリング等開催通知書で指定します。 |
| 内容 | 始めに、提出した企画書等の内容について、20分間以内で説明してください。パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約15分間とします。 |

| | |
|-----|--|
| 説明員 | 原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。 |
|-----|--|

(10) 評価、採点

このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況の評価、採点を行い、最高得点を取得した者を契約候補者に特定します。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

| 評価項目 | 配点 |
|-------------------|------|
| 1 企画書 | 55点 |
| 2 工程計画表 | 10点 |
| 3 プレゼンテーション・ヒアリング | 15点 |
| 4 業務体制・類似業務の受託実績 | 15点 |
| 5 見積金額 | 5点 |
| 合計 | 100点 |

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、以下の順で契約候補者を特定します。

- ① 企画書の点数が最も高い者
- ② 見積金額の最も低い者
- ③ ①・②で特定できない場合、くじ引きとします。

(11) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員に電子メールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(12) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と生涯学習部図書館企画・地域支援係とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(13) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(14) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。

- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市生涯学習部図書館企画・地域支援係（町田市立中央図書館6階）

所在地：〒194-0013 町田市原町田3丁目2番9号

電話：042-728-8220

e-mail：mcity5570@city.machida.tokyo.jp